

令和3年第2回江差町議会定例会資料

資料1：江差町高齢者施設及び介護保険施設等従事者PCR検査事業【承認第1号関係】	…P 1
資料2：江差町国民健康保険税条例の改正概要及び新旧対照表【議案第1号関係】	…P 3
資料3：江差町国民健康保険条例新旧対照表【議案第2号関係】	…P 19
資料4：江差町介護保険条例新旧対照表【議案第3号関係】	…P 21
資料5：江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例新旧対照表 【議案第4号関係】	…P 23
資料6：江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例新旧対照表【議案第5号関係】	…P 25
資料7：ニシンチャレンジカップ実行委員会補助事業の概要【議案第6号関係】	…P 27
資料8：江差町地域づくりポイント発行事業の概要【議案第6号関係】	…P 28
資料9：「北の江の島拠点施設整備基本構想」策定委託概要【議案第6号関係】	…P 29
資料10：東京2020オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業の概要 【議案第6号関係】	…P 30
資料11：江差EZOCA普及促進事業の概要【議案第6号関係】	…P 31
資料12：“第2弾”事業継続支援緊急給付金事業の概要【議案第6号関係】	…P 32
資料13：地域経済活性化支援事業の概要【議案第6号関係】	…P 33
資料14：商店街地域拠点施設感染防止対策支援事業の概要【議案第6号関係】	…P 34
資料15：指定避難所Wi-Fi環境整備事業の概要【議案第6号関係】	…P 35
資料16：図書館システム整備事業の概要【議案第6号関係】	…P 36
資料17：低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の概要 【議案第6号関係】	…P 37
資料18：江差・上ノ国下水道管理センターの建設工事委託概要【議案第9号関係】	…P 39
資料19：江差町土地開発公社の解散【議案第10号関係】	…P 41
資料20：農業委員会委員の任命【同意第1号～第13号関係】	…P 43

【令和3年5月13日専決処分】

“新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業”

江差町高齢者施設及び介護保険施設等従事者PCR検査事業**1. 事業概要**

町内の高齢者施設及び介護保険施設等では感染防止対策として、職員が緊急事態宣言やまん延防止重点措置などの感染流行地域への止むを得ない往来や同地域からの家族の帰省などがあった場合、自宅待機期間を命じている施設及び事業所が多くあることから、町内でPCR検査を受診できる環境の確保と、その費用について町が負担支援することで、職員の自宅待機期間を短縮し、職場環境の負担及び職員の精神的負担の軽減を支援し、合わせて施設入所者及び訪問先の高齢者への感染拡大防止を図る。

2. 事業期間

令和3年5月17日から令和4年3月31日まで

3. 対象者

対象事業所に従事する者で、緊急事態宣言やまん延防止重点措置などの感染流行地域へのやむを得ない往来または、同地域からの来訪者と接触した者で、事業所から新型コロナウイルス感染症予防を理由とした自宅待機を命じられた者

- ・町内10法人22事業所

4. 検査機関・内容

北海道立江差病院

PCR検査（新型コロナウイルス核酸検出検査）

5. 事業費

1,180千円

- ・1検査当たり21,450円 月5人 11か月

江差町国民健康保険税条例の一部改正の概要

改正条項等	改正概要	概要
○ 第4条 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)	1 国民健康保険税率の改正 基礎課税額(医療分)に係る均等割額の改正 ▶ (現行) 18,100円 ⇒ (改正後) 18,700円 (+600円)	
○ 第5条 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)	2 国民健康保険税率の改正 基礎課税額(医療分)に係る平等割額の改正 ▶ 一般(現行) 28,000円 ⇒ (改正後) 26,900円 (▲1,100円) ▶ 特定世帯(現行) 14,000円 ⇒ (改正後) 13,450円 (▲550円) ▶ 特定継続(現行) 21,000円 ⇒ (改正後) 20,175円 (▲825円)	
○ 第7条 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)	3 国民健康保険税率の改正 後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額の改正 ▶ (現行) 6,500円 ⇒ (改正後) 7,100円 (+600円)	
○ 第7条の2 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)	4 国民健康保険税率の改正 後期高齢者支援金等課税額に係る平等割額の改正 ▶ 一般(現行) 10,200円 ⇒ (改正後) 9,600円 (▲600円) ▶ 特定世帯(現行) 5,100円 ⇒ (改正後) 4,800円 (▲300円) ▶ 特定継続(現行) 7,650円 ⇒ (改正後) 7,200円 (▲450円)	
○ 第9条 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)	5 国民健康保険税率の改正 介護納付金課税額に係る均等割額の改正 ▶ (現行) 6,300円 ⇒ (改正後) 7,000円 (+700円)	
○ 第9条の2 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)	6 国民健康保険税率の改正 介護納付金課税額に係る平等割額の改正 ▶ (現行) 7,300円 ⇒ (改正後) 6,800円 (▲500円)	

改正条項等	改正概要	要
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	7 国民健康保険税率の改正 均等割額及び平等割額の改正に伴う、各軽減率に応じた額の改正	
	▶ 7 割軽減 (第1号)	
	■ 基礎課税額 (医療分)	均等割 ⇒ 12,670円
		平等割 ⇒ 18,830円
		⇒ 9,415円
		⇒ 14,122円
		⇒ 4,970円
	■ 後期高齢者支援金等課税額	均等割 ⇒ 6,720円
		平等割 ⇒ 3,360円
		⇒ 5,040円
	■ 介護納付金課税額	均等割 ⇒ 4,900円
		平等割 ⇒ 4,760円
	▶ 5 割軽減 (第2号)	
	■ 基礎課税額 (医療分)	均等割 ⇒ 9,350円
		平等割 ⇒ 13,450円
		⇒ 6,725円
		⇒ 10,087円
		⇒ 3,550円
	■ 後期高齢者支援金等課税額	均等割 ⇒ 4,800円
		平等割 ⇒ 2,400円
		⇒ 3,600円
	■ 介護納付金課税額	均等割 ⇒ 3,500円
		平等割 ⇒ 3,400円
	▶ 2 割軽減 (第3号)	
	■ 基礎課税額 (医療分)	均等割 ⇒ 3,740円
		平等割 ⇒ 5,380円
		⇒ 2,690円
		⇒ 4,035円

改正条項等	改正概要	要
	<p>■ 後期高齢者支援金等課税額</p> <p>均等割 ⇒ 1,300円</p> <p>平等割 ⇒ 1,920円</p> <p>(一般) ⇒ 960円</p> <p>(特定世帯) ⇒ 1,440円</p> <p>(特定継続) ⇒ 1,400円</p> <p>■ 介護納付金課税額</p> <p>均等割 ⇒ 1,360円</p> <p>平等割 ⇒ 1,460円</p>	
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	<p>8 地方税法施行令改正にあわせて改正 個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直し</p> <p>① 7割軽減基準額 (現行) 基礎控除額 <u>3.3万円</u> (改正後) 基礎控除額 <u>4.3万円 + 1.0万円 × (給与所得者等の数 - 1)</u></p> <p>② 5割軽減基準額 (現行) 基礎控除額 <u>3.3万円 + 2.8. 5万円 × 被保険者数</u> (改正後) 基礎控除額 <u>4.3万円 + (2.8. 5万円 × 被保険者数) + 1.0万円 × (給与所得者等の数 - 1)</u></p> <p>③ 2割軽減基準額 (現行) 基礎控除額 <u>3.3万円 + 5.2万円 × 被保険者数</u> (改正後) 基準額 <u>4.3万円 + (5.2万円 × 被保険者数) + 1.0万円 × (給与所得者等の数 - 1)</u></p>	
○ 附則2項 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	<p>9 地方税法施行令改正にあわせて改正 軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備</p>	
○ 附則14項 (新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例)	<p>10 国民健康保険税の減免の特例 (期間延長) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例 ▶ 減免の特例を3年度においても同様の内容で実施</p>	

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>18,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯 <u>26,900円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>13,450円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>20,175円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>18,100円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯 <u>28,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>14,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>21,000円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7, 100円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9, 600円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4, 800円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>7, 200円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>7, 000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6, 800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,</p>	<p>者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6, 500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10, 200円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>5, 100円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>7, 650円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>6, 300円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7, 300円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>000円を超える場合には630,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、<u>430,000円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数)の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が</p>	<p>000円を超える場合には630,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、<u>330,000円</u></p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2以上の場合にあつては、<u>430,000円</u>に当該給与所得者等の数から1を減じた数に<u>100,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>13,090円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>18,830円</u> ・ 特定世帯 <u>9,415円</u> ・ 特定継続世帯 <u>14,122円</u> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,970円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,720円</u> ・ 特定世帯 <u>3,360円</u> ・ 特定継続世帯 <u>5,040円</u> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金</p>	<p>_____を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>12,670円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>19,600円</u> ・ 特定世帯 <u>9,800円</u> ・ 特定継続世帯 <u>14,700円</u> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,550円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,140円</u> ・ 特定世帯 <u>3,570円</u> ・ 特定継続世帯 <u>5,355円</u> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,900円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,760円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>430,000円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者の数が2以上の場合にあつては、<u>430,000円</u>に当該給与所得者等の数から1を減じた数に<u>100,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、<u>285,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>350円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,450円</u> ・ 特定世帯 <u>6,725円</u> ・ 特定継続世帯 <u>10,087円</u> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被</p>	<p>課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,410円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>5,110円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>330,000円</u></p> <hr/> <p>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、<u>285,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>9,050円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,000円</u> ・ 特定世帯 <u>7,000円</u> ・ 特定継続世帯 <u>10,500円</u> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3, 550円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4, 800円</u> ・特定世帯 <u>2, 400円</u> ・特定継続世帯 <u>3, 600円</u> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3, 500円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3, 400円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>430, 000円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者の数が2以上の場合にあつては、<u>430, 000円</u>に当該給与所得者の数から1を減じた数に<u>100, 000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>520, 000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>	<p>保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3, 250円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5, 100円</u> ・特定世帯 <u>2, 550円</u> ・特定継続世帯 <u>3, 825円</u> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3, 150円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3, 650円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>330, 000円</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>520, 000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,740円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,380円</u> ・ 特定世帯 <u>2,690円</u> ・ 特定継続世帯 <u>4,035円</u> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,420円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,920円</u> ・ 特定世帯 <u>960円</u> ・ 特定継続世帯 <u>1,440円</u> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,400円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,620円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,600円</u> ・ 特定世帯 <u>2,800円</u> ・ 特定継続世帯 <u>4,200円</u> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,300円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,040円</u> ・ 特定世帯 <u>1,020円</u> ・ 特定継続世帯 <u>1,530円</u> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,260円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>て <u>1, 360円</u></p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が、前年中に<u>所得税法</u> <u>第35条第3項</u>に規定する公的年金等に係る所得について同 <u>条第4項</u>に規定する公的年金控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同項中「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び<u>山林所得金額</u>」とあるのは「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び<u>山林所得金額</u>」と、「1, 100,000円」とあるのは「<u>1, 250,000円</u>」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>14 新型コロナウイルス感染症の影響により第24条の2第1項第1号の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、<u>令和3年度分</u>の国民健康保険税であつて、<u>令和3年</u></p>	<p>て <u>1, 460円</u></p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が、前年中に<u>所得税法</u>（昭和40年法律第33号）<u>第35条第3項</u>に規定する公的年金等に係る所得について同<u>条第4項</u>に規定する公的年金控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同項中「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額<u>と</u>」とあるのは、「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>14 新型コロナウイルス感染症の影響により第24条の2第1項第1号の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、<u>令和元年度分及び令和2年度分</u>の国民健康保険税であつて、<u>令和2年</u></p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている国民健康保険税の全部又は一部について減免する。</p>	<p>2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている国民健康保険税の全部又は一部について減免する。</p>

令和3年度 江差町国民健康保険税率の算定等について

1. 令和3年度 国民健康保険事業納付金

	令和2年度	令和3年度	増減
納付金確定額	202,183,337	198,213,982	-3,969,355
医療分	146,055,311	143,574,792	-2,480,519
一般分	145,939,843	143,431,521	-2,508,322
退職分	115,468	143,271	27,803
支援金分	42,428,870	42,015,349	-413,521
一般分	42,428,870	42,015,349	-413,521
退職分	0	0	0
介護分（退職分含む）	13,699,156	12,623,841	-1,075,315

2. 令和3年度 国保必要保険税額

	令和2年度	令和3年度	増減	
医療分	納付金額	145,939,843	143,431,521	-2,508,322
	(+) 調整	+2,231,690	+2,154,223	-77,467
	(-) 調整	-42,797,374	-41,383,371	1,414,003
	所要額	105,374,159	104,202,373	-1,171,786
	必要保険税額	109,196,020	107,981,734	-1,214,286
支援金分	納付金額	42,428,870	42,015,349	-413,521
	(+) 調整	0	0	0
	(-) 調整	-4,574,303	-4,319,221	255,082
	所要額	37,854,567	37,696,128	-158,439
	必要保険税額	39,227,531	39,063,345	-164,186
介護分	納付金額	13,699,156	12,623,841	-1,075,315
	(+) 調整	0	0	0
	(-) 調整	-1,781,358	-1,506,802	274,556
	所要額	11,917,798	11,117,039	-800,759
	必要保険税額	12,350,050	11,520,248	-829,802
合計	納付金額	202,067,869	198,070,711	-3,997,158
	(+) 調整	+2,231,690	+2,154,223	-77,467
	(-) 調整	-49,153,035	-47,209,394	1,943,641
	所要額	155,146,524	153,015,540	-2,130,984
	必要保険税額	160,773,601	158,565,326	-2,208,275

■必要保険税額に対する税率の算定は退職分を除く一般分により算定

■「納付金額」は北海道に納付する国保事業費納付金の額

■「(+)調整」は町の保健事業や特定検診に要する経費。「(-)調整」は国や道の交付金や過年度保険税収納分等の控除対象経費

■「必要保険税額」は、所要額に対し算定収納率（96.5%）として算出

3. 令和3年度 国保税率

納付金通知から算定された必要保険税額を基に、令和3年度の推計世帯数、被保険者数、応益・応能比率により税率を算定。

令和3年度は納付金額の減少はみられるものの下げ幅が少ないことから、所得割の税率は据え置くこととした。

また、北海道が示す「統一保険料率」に向けて、段階的に合わせる必要性から、均等割・平等割の割合を変更したものである。

		令和2年度	令和3年度	比較
医療分	所得割	6.81%	6.81%	0.00%
	均等割	18,100	18,700	600
	平等割	28,000	26,900	-1,100
支援金分	所得割	2.46%	2.46%	0.00%
	均等割	6,500	7,100	600
	平等割	10,200	9,600	-600
小計	所得割	9.27%	9.27%	0.00%
	均等割	24,600	25,800	1,200
	平等割	38,200	36,500	-1,700
介護分 (40才以上)	所得割	1.77%	1.77%	0.00%
	均等割	6,300	7,000	700
	平等割	7,300	6,800	-500
合計	所得割	11.04%	11.04%	0.00%
	均等割	30,900	32,800	1,900
	平等割	45,500	43,300	-2,200

■ 応能・応益の配分比率は、約「46：54」の比率により積算

区分		配分比率	説明
応能	所得割	46	世帯に属する被保険者の前年の所得額に税率をかけて積算
	均等割	54	28 被保険者1人あたりの税額
平等割	26 加入世帯1世帯あたりの税額		

4. 法令改正

(1) 軽減基準額の見直しの改正

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から、基礎控除へ10万円の振替等）に伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要のあることから、一定の給与所得者等（※1）が世帯に2名以上いる世帯は、税制改正後において軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を回避するため、以下のとおり軽減基準額の見直しを行うもの。

※1の一定の給与所得者等とは、給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金等の支給を受ける方（65歳未満：公的年金等の収入が60万円を超える方/65歳以上：公的年金等の収入が110万円を超える方）を指します。

①7割軽減基準額

（現 行）基礎控除額33万円

（改正後）基礎控除額43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)

②5割軽減基準額

（現 行）基礎控除額33万円+28.5万円×被保険者数

（改正後）基礎控除額43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)

③2割軽減基準額

（現 行）基礎控除額33万円+52万円×被保険者数

（改正後）基礎控除額43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)

5. 国民健康保険税の減免の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る江差町国民健康保険税の減免の特例について、令和3年度においても前年度と同様の内容で実施。

内容については、別紙のとおり。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る 江差町国民健康保険税の減免の特例について

【制度の概要】

■ 対象となる方（世帯）

- I. 世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合
- II. 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる場合

※ 具体的要件（以下の全てに該当）

- ① 今年の「事業収入」「不動産収入」「山林収入」「給与収入」のいずれかの収入が、前年より10分の3以上減少する見込み
- ② 前年の所得の合計が1,000万円以下
- ③ 「収入の減少が見込まれる収入」以外の収入の前年の所得の合計が400万円以下

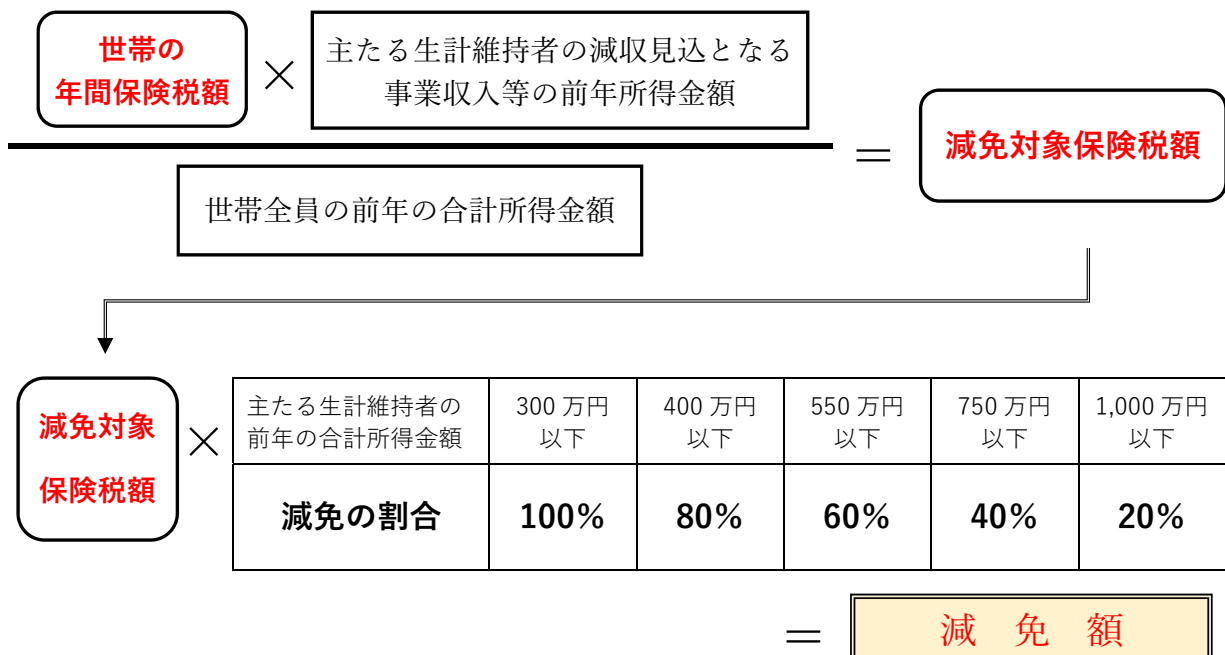
■ 対象となる国保税

令和3年度 国民健康保険税（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期限のもの）

■ 減免の割合

対象となる方（世帯） I の場合・・・ 全 額

対象となる方（世帯） II の場合・・・ 次のとおり



江差町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>3 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症)に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなかつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>	<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>3 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなかつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>
<p>附 則 この条例は、公布の日から施行し、改正後の江差町国民健康保険条例附則第3項の規定は、令和3年4月1日から適用する。</p>	

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第6条 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収の対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免について、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件に満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症</u>をいう。次号において同じ。)により、<u>第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)</u>が死亡し、又は重篤な傷病を負つたこと。</p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者</u></p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第6条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収の対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免について、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件に満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症</u>をいう。次号において同じ。)により、<u>第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者</u>——<u>が死亡し、又は重篤な傷病を負つたこと。</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、第一号被保険者の</u></p>

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>_____の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</p> <p>ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分3以上であること。</p> <p>イ 主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p> <p>2 （略）</p>	<p>属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</p> <p>ア 事業収入等 _____のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分3以上であること。</p> <p>イ 減少する _____ ことが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p> <p>2 （略）</p>

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次 第5章 事業所内保育事業 (第42条—第48条) 第6章 雑則 (第49条)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	<p>目次 第5章 事業所内保育事業 (第42条—第48条)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2～4 (略)</p> <p>5 前項 (第2号に該当する場合に限る。) の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの (入所定員が20人以上のものに限る。) であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>第6章 雑則 (電磁的記録)</p> <p>第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面 (書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報) が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができる。</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>5 前項 (第2号に該当する場合に限る。) の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの (入所定員が20人以上のものに限る。) であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(新設)</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>

ニシンチャレンジカップ実行委員会補助事業

1. 事業目的

本事業は、北海道教育大学函館校との協働を通じて地域の課題解決能力を高め、地域づくりを自立的に進められるよう実施してきた連携事業の1つであり、令和元年度においてはニシンを活用した多種多様な料理(食し方)を通じて、ニシン=江差のイメージを外部へ発信し、新たな製品の創出による外貨獲得を目指した。

今年度については、創作料理事業の他2事業を実施しニシンを軸とした「食」や「遊び」を通して、持続可能な産業基盤の形成や少子高齢化が進行する中でもあたたかなつながりのある地域・ひとつづくりの醸成を目指す。

2. 事業内容

●ニシン創作料理

新たなニシン創作料理を生み出すことを目的に町内の飲食店の協力のもと、商店街にて催事を開催。

・時期：令和4年2月頃

●江差デジタル水族館

町内催事にあわせて、デジタル水族館(紙に描いた絵がスクリーンに映し出される機材)を設置し、参加者全員で1つの作品を作り上げる。

・時期：令和3年9月頃

●ニシンダーツ、ニシン陣取りゲーム、ニシンクイズ等

子どもを対象にニシンを用いたゲームを行い、遊びを通して交流やニシンへの親近感を抱いてもらう。

・時期：令和4年2月頃

3. 事業費(補正予定額)

1,540千円

内)いきいきふるさと推進事業助成金：770千円

一般財源：770千円

4. 経費内訳

ニシンチャレンジカップ実行委員会への補助

実行委員会構成：江差町役場、北海道教育大学函館校(地域政策学研究室、美術教育研究室)、江差町民

江差町地域づくりポイント発行事業概要

1. 目的・効果

江差E Z O C A所有者が、全道のサツドラストアでお買い物にカードを利用いただくとサツドラホールディングス（株）からその購入額の一定割合が江差町へ還元される。

それを原資としながら、江差町内における商店街イベント、町内の保健事業、防災訓練などの参加者へE Z O C Aポイントを付与し、地域活動参画意欲と健康意識の高揚を図り、地域経済の好循環及び健康増進による医療費、介護費の抑制などにつなげる。

対象事業としては次のとおり。

- ①住民の健康寿命を高めるための事業
- ②協働でまちづくりにつながる事業
- ③商店街振興につながる事業
- ④住民の防災意識、防犯意識を高めるための事業

2. 具体的な事業

① 特定健診受診者	⑤ イベント来場拡大対策
② 特定保健指導参加者	⑥ 町内会・自治会防災訓練参加者
③ 一般健診受診者	⑦ 普通救命講習参加者
④ がん検診受診者	

3. 事業費 608千円

※事業費についてはサツドラホールディングス（株）からのポイント還元分を充当

4. 経費内訳（単位：千円）

- ①Wi-Fi経費 149
- ②各事業の参加に伴うポイント付与 459

5. 実施期間 令和3年6月～令和4年3月

「北の江の島拠点施設整備基本構想」策定について

1. 事業の概要

北の江の島構想において、現「江差海の駅 開陽丸」(管理棟)に新たに「道の駅」機能を付加しながら、観光客が集う新たな交流人口の拡大を図るとともに、町民も目指す場所となるための拠点施設整備の基本的な方針を定めます。

2. 本構想策定の基本的な考え方

四季を通じ、町内外の子どもや親子連れ、若者が目指す施設の整備を目指します。

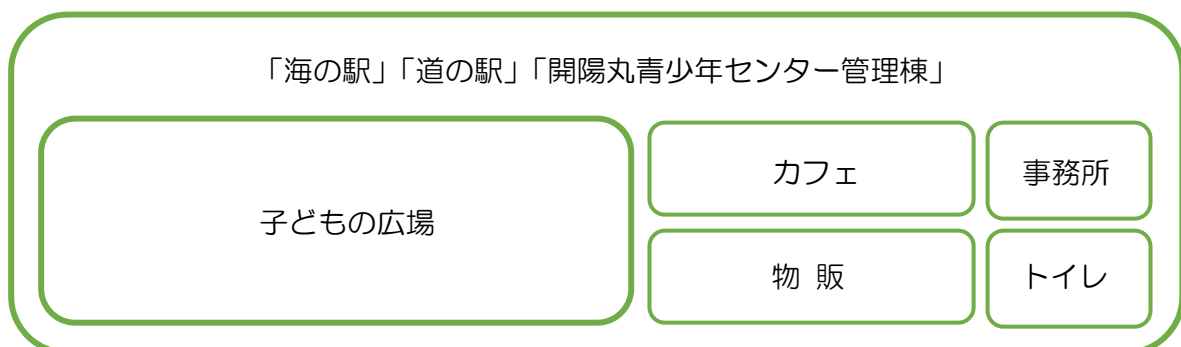
全体構想を進めるにあたって、いにしえ街道との連結、国道交差点改良、南ふ頭用地の活用などに関しては、拠点施設整備の方針を踏まえながら、その在り方を明確にしていきます。

3. 策定期間 令和3年7月から令和4年2月下旬(予定)

4. 策定経費 8,318千円
 内訳：構想策定委託8,300千円、テレビ会議システム使用料18千円
 財源：事業費のうち、5,600千円は特別交付税措置対象

5. 委託先 大山詠司氏(総務省地域力創造アドバイザー)

6. 拠点施設機能のイメージ



東京2020オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業

補正額: 4, 500千円

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウンとして、PR促進事業やホスト国であるアメリカ女子シッティングバレーボール選手団との事後交流等の取組を展開することで、世界で一番大きな祭典である『オリンピック・パラリンピック』を地域住民にとって身近なものとするとともに、国内外のパラリンピアンとの交流を通じて心のバリアフリーの醸成を図り、共生社会の実現に向けた取組を推進する。

事業スケジュール		
7 月	8 月	9 月
<p>7月中旬</p> <p>《日本人元パラリンピアンによる講演》 青少年の心のバリアフリー意識の醸成を図るとともに、パラリンピック大会後における選手団との交流に向けて地域の意識高揚を図る。 【講師】日本人元パラリンピアン（調整中） 【対象】町内小中学生 【事業費】540千円 （事業費の主なもの） 日本人元パラリンピアン講演委託料</p> <p>7月24日～27日</p> <p>《PRイベント事業》 北海道が主催し、オリンピック開催期間中に開催する「地域の魅力発信事業」へ参加。 【道庁敷地内ステーションイベント】 ・江差追分プロモーション（当初予算計上） 【札幌駅前地下歩行空間】 ・地域プロモーション（物販・地域PR） 【事業費】440千円 （事業費の主なもの） 職員旅費、商品等送料、備品等リース料</p>	<p>8月12日・16日</p> <p>《パラリンピック聖火の採火式》 東京2020パラリンピック聖火リレーとして、関係市町村で採火式、各都道府県内で集火式を実施。 【8月12日】 ・江差町採火式の実施 江差福祉会前で採火式（内容は調整中）を行行い、ランタンに保管。 【8月16日】 ・北海道聖火フェスティバル 道内24市町村で採火した火を北海道庁赤れんが庁舎前庭で一つの火とし、パラリンピック開催都市の東京へ出立。 【事業費】100千円 （事業費の主なもの） 消耗品（トーチ、ランタン等）</p>	<p>9月8日～10日</p> <p>《パラリンピアンとの事後交流事業》 東京2020パラリンピックに出場する『アメリカ合衆国女子シッティングバレーボール選手団（最大5名）』を招聘し、地域の歴史文化、自然や食といった資源を活用しながら、選手等の心の癒しや思い出づくりの場としていただくとともに、地域の子供たちとの交流を通じて心のバリアフリーの醸成を図る。 【実施時期】 令和3年9月8日～10日 ※8日、10日は移動日 【選手団等】 選手2名、スタッフ2名、随員1名の最大5名 【交流内容】 ・江差追分体験、着物で散策体験など ・地元小中学生との交流会（内容調整中） 【事業費】 3, 420千円 （事業費の主なもの） 選手団旅費、受入マニュアル作成、PCR検査料等</p>

江差EZOCA普及促進事業概要

～新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業～

1. 目的・効果

サツドラHD(株)との包括連携事業として新規発行した地域買い物カード「江差EZOCA」を全道に普及促進し、町内経済の好循環と関係人口増加につなげ、ポストコロナ時代の経済基盤を強化する。また、町民向けの江差EZOCA普及促進イベントを開催し、キャッシュレス決済の浸透によりレジの待ち時間の短縮や現金への接触頻度の減少につなげ、感染予防対策を図る。

2. 事業費（補正予算額） 1, 6 6 6 千円（全額臨時交付金充当）

3. 経費内訳

①町外普及促進イベント 1式 489千円

- ・ イベント費（職員旅費、ノベルティほか）
- ・ PR費（チラシ印刷、ホームページ作成、送料ほか）

②町内普及促進イベント 1式 1, 177千円

- ・ イベント費（ポイント付与、チラシ・ポスターほか）
- ・ PR費（図案作成費、のぼり、シールほか）

4. 実施場所（予定）

- ① 町外普及促進イベント 札幌市内
- ② 町内普及促進イベント 町内加盟店

5. 実施期間 令和3年6月～令和4年3月



江差EZOCAカード

資料12

“第2弾”事業継続支援緊急給付金事業の概要

<所管課：産業振興課>

◇事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上の減少が著しい中小企業者に対し、事業継続の下支えや感染拡大防止対策等、事業全般に広く使える給付金を支給し、ひっ迫する事業者の経営環境の改善や感染拡大の防止に資する。

◇支給要件等

対象業種	○製造業 ○運輸業・郵便業 ○卸売業・小売業 ○宿泊業・飲食サービス業 ○生活関連サービス業・娯楽業 ○サービス業（他に分類されないもの）のうち、廃棄物処理業・自動車整備業・機械等修理業・その他の事業サービス業	
支給要件	・法人にあっては、江差町内に本店所在地の登記を行っている事業者（ただし、製造業及び運輸業・郵便業については、この限りではない。）個人事業者にあっては、事業所の所在地が江差町内であること。 ・令和3年4月1日以前に開業し、江差町内で事業活動を行っている事業者で、引き続き、江差町内において事業活動を行う意向のある事業者。 ・前年の事業収入が60万円以上である事業者。（令和3年1月～3月に開業した事業者については、この限りではない。） ・令和3年3月から9月までの任意の連続する3カ月の売上が、令和元年（平成31年）又は令和2年の同期間の売上と比して10%以上減少している事業者。（ただし、令和2年6月以降に開業した事業者については、令和3年3月から9月までの任意の連続する3カ月の売上が、開業日の属する月の売上×3と比して10%以上減少していること。） ・自主的に感染拡大防止策を講じていること。（又は今後講じる予定であること。） ・暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。	
支給額	・令和元年又は令和2年の事業収入が60万円以上180万円未満の事業者 ・令和元年又は令和2年の事業収入が180万円以上の事業者	一律10万円 一律20万円
その他	・対象業種については、日本標準産業分類に準ずるものとする。	

◇予算措置等

（単位：千円）

区 分	内 訳		
	店舗数	支援金	合計
製造業	17	200	3,400
	3	100	300
運輸業・郵便業	5	200	1,000
	0	100	0
卸売業・小売業	57	200	11,400
	7	100	700
宿泊業・飲食サービス業	46	200	9,200
	7	100	700
生活関連サービス業・娯楽業	28	200	5,600
	5	100	500
サービス業（他に分類されないもの）のうち、廃棄物処理業・自動車整備業・機械等修理業	11	200	2,200
	0	100	0
計	186	-	35,000

地域経済活性化支援事業の概要

【補正予算額】1,100千円

<所管課：産業振興課>

事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の経済活動に大きな影響を及ぼしているなか、このような状況が長期化、深刻化することが懸念されている。また、人口の減少と人手不足、或いは後継者の不在など事業承継についても大きな課題となっている。このため、昨年度、江差商工会が実施した調査の追跡調査を行い、今後の適切かつ効果的な諸施策を推進するための基礎資料とすることを目的とする。

事業の概要

- ◇実施主体 江差商工会
- ◇補助率 10/10以内
- ◇調査の名称 江差町経済動向調査
- ◇調査の内容

- (1) アンケート調査（町内250事業所を予定）
- (2) ヒアリング調査（町内30事業所について、定点・定量調査を予定）
- (3) 主要経済指標の収集
- (4) 各種助成、融資制度等に関する情報提供
- (5) 意見・要望等の把握



商店街地域拠点施設感染防止対策支援事業の概要

【補正予算額】 300千円

<所管課：産業振興課>

事業の目的

新たな商店街の在り方「生活を支える街」としての位置づけのもと、従前から、地域福祉の向上や街区の活性化のための活動を行ってきた拠点施設については、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の停滞或いはサービスの低下等が懸念されている。

このため、地域コミュニティ等のつながりを保ち続けることを目的に、商店街地域の拠点施設が取り組む新型コロナウイルス感染症対策について支援を行い、安心・安全な活動に資する。

事業の概要

- ◇対象施設
かあちゃん食堂たまり場 まちなか市場寄伝家 阜月蔵チャミセ
- ◇補助対象
非接触体温計・アクリル板等の設置・マスク・消毒液等の衛生用品等
- ◇補助率
10/10以内
- ◇上限額
10万円以内



新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業

【総務課】

指定避難所 Wi-Fi 環境整備事業
(江差町文化会館)

1 事業目的

指定避難所のうち、江差町文化会館は洪水・土砂・地震・津波いずれの災害リスクにも対応可能な避難者大規模収容施設であり、且つ役場庁舎が被災した際の代替庁舎第一候補でもある。

この防災に資する重要施設において、感染症などの最新情報受発信通信手段を確保するために、Wi-Fi 環境を整備（アクセスポイントを増設）し、感染症に強い防災拠点とする。

2 事業期間

令和3年8月～令和4年3月

3 事業費

1,084千円

【内訳】

(1) 設備

①アクセスポイント6台 263千円

②ハブ、LAN ケーブルほか 551千円

(2) 工事・設置 270千円

4 事業概要

現在のフリーWi-Fi を活用し、災害発生時に避難所として開設する場合及び役場庁舎被災時に代替庁舎として使用する場合にのみ接続可能なアクセスポイントを増設する。増設する場所は次のとおり。

(1) 主に避難者の居住スペースとなる大ホール及び小ホール。

(2) 役場被災時の代替庁舎として利用する場合に災害対策本部職員執務スペースとなる舞台裏控室及び大ホール横通路。

資料16

○令和3年度臨時交付金 活用事業

1 事業名

事業名	図書館システム整備事業
-----	-------------

2 国の経済対策との関係

IV	強靱な経済構造の構築～感染症に強い地域経済を～
3	リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

3 事業の概要

(1)目的・効果	図書館のオンライン化によって、コロナ禍の外出自粛時で過ごす在宅時間を豊かなものとすると共に、図書館システムを導入することにより、時間・場所を選ばない蔵書検索・貸出予約等を可能とすることで、図書館における滞留時間の縮小や非対面の貸出環境を整備し、新型コロナウイルスの感染予防を図る。
----------	--

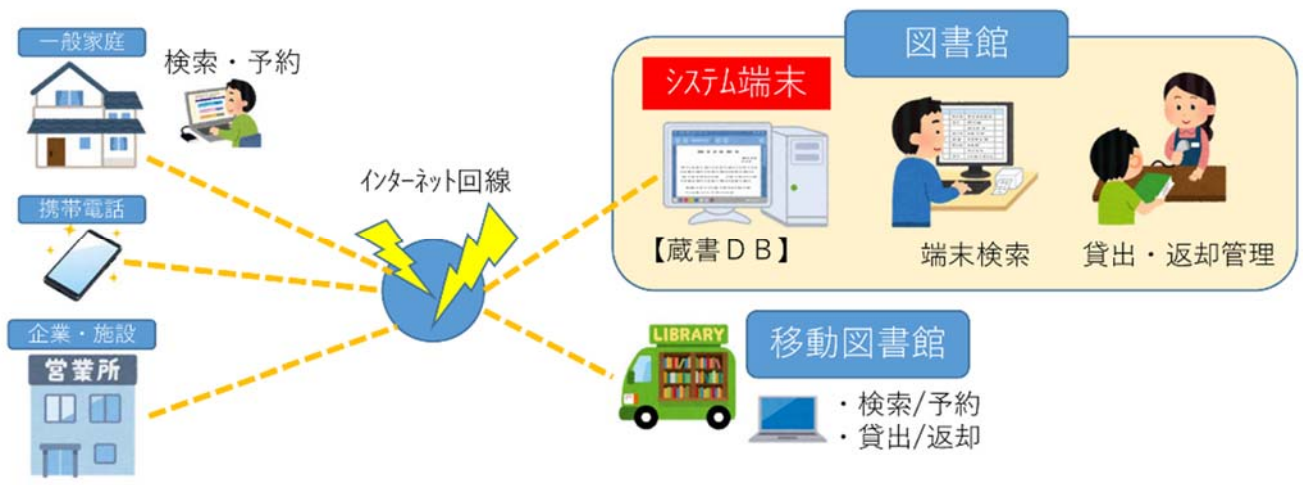
(2)事業費（補正予定額）	6,623千円（臨時交付金充当額：6,623千円）
---------------	---------------------------

(3)経費内訳	<p>①システム導入費 1式 5,060千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム機器費（クライアントPCほか1式） ・システム導入費（導入初期費用・SE作業） ・システム保守・利用料（月額・9か月分） <p>②会計年度任用職員 1,563千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力作業（9か月分）
---------	---

(4)納入場所	江差町図書館
---------	--------

(5)実施期間	令和3年6月～令和4年3月
---------	---------------

(6)事業イメージ



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)給付事業の概要

≪補正予算事業名 低所得子育て世帯給付金≫

≪補正予算額 4,103 千円≫

財源：全額国庫補助金（10/10）

【事業費】 3,650 千円（73 人×50 千円）

【事務費】 453 千円

給料 293 千円、共済費 46 千円、役務費 114 千円、負担金 3,650 千円

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもの。※ひとり親世帯の給付受給者を除く。

2. 給付額

対象となる子ども 1 人につき 5 万円

※対象となる子どもとは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子ども（障害児の場合は 20 歳未満）

3. 給付世帯原則（所得制限）

- ①令和 3 年度住民税（均等割）が非課税の世帯（申請が必要となる場合があります）
- ②令和 3 年 1 月以降に家計が急変し、令和 3 年度の住民税均等割が非課税であるものと同様の事情にあると認められるもの（必ず申請が必要となります）

4. 給付対象

【申請不要（積極支給）】

- ①令和 3 年 4 月分の児童手当の受給者
- ②令和 3 年 4 月分の特別児童扶養手当の受給者
- ③令和 3 年 5 月から令和 4 年 3 月までに児童手当の新規認定又は額の改定を受けたもの

【要申請】

- ④令和 3 年 4 月分の児童手当の受給者（公務員）
- ⑤令和 3 年 5 月から令和 4 年 3 月までに特別児童扶養手当の新規認定又は額の改定を受けたもの
- ⑥令和 3 年 3 月 31 日において、平成 15 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までの出生した子どもを養育するものまたは令和 3 年 4 月 1 日以降に新たに当該子どもを養育するに至ったもの

5. 支給時期

【申請不要（積極支給）】

令和 3 年 6 月下旬から口座振込により支給

【要申請】

申請を受理後、審査したのち口座振込により支給

6. 申請期限及び給付期限

申請期限 令和 4 年 2 月 28 日

給付期限 令和 4 年 3 月 31 日

江差・上ノ国下水道管理センターの建設工事委託資料

1. 経過・現状

中央監視装置等の監視制御設備において、平成14年度に下水道の供用が始まってから19年経過し、経年劣化による故障の発生もみられる。平成30年度に策定した江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画に基づき機器の更新を実施するもの。

2. 委託概要

工事の発注から監督管理、精算報告までの全部

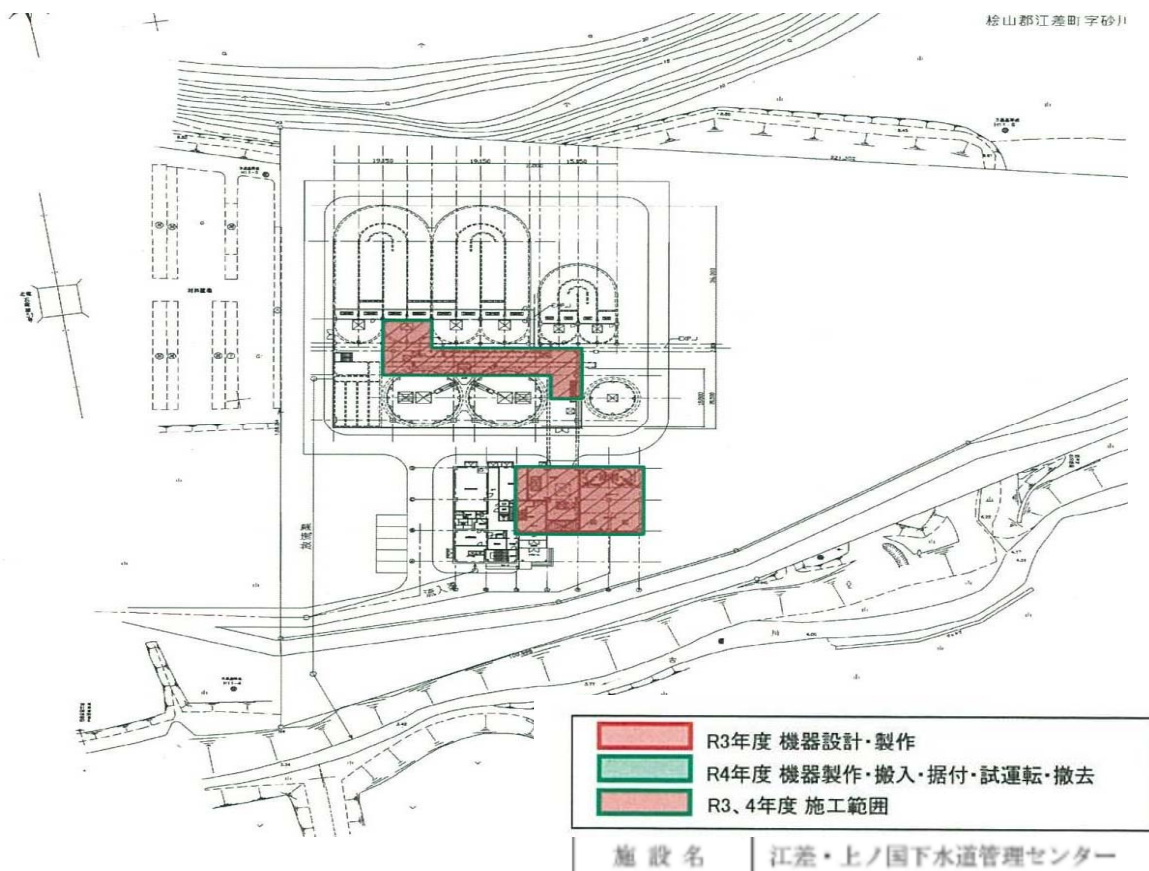
・江差・上ノ国下水道管理センターの汚泥脱水設備等及び監視制御装置、計装設備等の更新

3. 事業費

令和3年度 26,000千円

令和4年度 172,000千円

合計 198,000千円



江差町土地開発公社の解散について

1. 趣旨

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の規定に基づき、江差町土地開発公社を解散することについて、議会の議決を求めるもの。

2. 関係法令

公有地の拡大の推進に関する法律抜粋
（解散）

第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたとき、解散する。

（第2項省略）

3. 概要

江差町土地開発公社は、保有していたすべての公有用地を処分し、江差町土地開発公社経営健全化方針（令和元年12月）に基づき、令和3年度を目途に江差町土地開発公社を解散することとして、金融機関からの借入金を完済。

北海道知事への解散認可を受けるためには、解散に対する議会の議決を得る必要があることから、議会において解散の議決を得るもの。

4. 効力発生日

北海道知事による公社解散の認可の日（公拡法第22条 解散）

ただし、公社解散後、清算手続きを開始する。清算終了予定は令和3年10月末。

（公拡法第22条の2 清算中の土地開発公社の能力）

5. 今後のスケジュール

令和3年 7月	公社解散に向けた北海道との協議及び解散認可申請 北海道知事の解散認可を受け公社解散（清算法人へ移行） 解散登記、清算人就任登記申請
8月	北海道知事へ解散登記終了報告書を提出 清算手続き開始 債権の申出催告（官報公告）2カ月
10月	清算人会（令和3年事業年度決算） 清算登記 清算終了（北海道知事へ清算終了届出書を提出）

6. その他

江差町例規の内、江差町土地開発公社が記載されている例規の改正等が必要となる。

○同意第1号～第13号関係資料

※年齢は令和3年5月10日現在

同意 第1号	氏名	畠山 克朗			
	住所	檜山郡江差町字中網町13番地			
	生年月日	昭和36年3月5日 (60歳、男)			
	職業	農業			
	経歴	平成27年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	該当	
同意 第2号	氏名	笠原 一雄			
	住所	檜山郡江差町字越前町102番地			
	生年月日	昭和27年4月26日 (69歳、男)			
	職業	農業			
	経歴	平成14年4月から平成30年4月まで 新函館農協理事 平成18年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	該当	
同意 第3号	氏名	小笠原 裕章			
	住所	檜山郡江差町字水堀町343番地			
	生年月日	昭和45年3月9日 (51歳、男)			
	職業	農業			
	経歴	平成18年7月から現在 農業委員 平成29年10月から現在 江差土地改良区理事 平成30年4月から現在 新函館農協理事 北海道指導農業者			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	該当	
同意 第4号	氏名	山口 艶子			
	住所	檜山郡江差町字鹹川町17番地			
	生年月日	昭和31年7月21日 (64歳、女)			
	職業	農業専従者			
	経歴	平成30年から現在 新函館花卉振興会副会長 平成30年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	非該当	
同意 第5号	氏名	佐藤 幸男			
	住所	檜山郡江差町字水堀町122番地			
	生年月日	昭和21年6月18日 (74歳、男)			
	職業	農業			
	経歴	平成18年9月から現在 江差土地改良区理事 (平成25年から現在 理事長) 平成24年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	非該当	

同意 第6号	氏名	佐藤 均			
	住所	檜山郡江差町字小黑部町20番地			
	生年月日	昭和23年3月21日 (73歳、男)			
	職業	農業			
	経歴	平成24年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	該当	
同意 第7号	氏名	鈴木 朝雄			
	住所	檜山郡江差町字越前町146番地			
	生年月日	昭和27年7月24日 (68歳、男)			
	職業	農業			
	経歴	平成27年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	該当	
同意 第8号	氏名	村田 雄一			
	住所	檜山郡江差町字水堀町234番地			
	生年月日	昭和23年11月4日 (72歳、男)			
	職業	農業			
	経歴	平成27年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	非該当	
同意 第9号	氏名	吉田 喜代志			
	住所	檜山郡江差町字小黑部町430番地2			
	生年月日	昭和24年7月25日 (71歳、男)			
	職業	農業			
	経歴	平成9年10月から平成21年9月まで 江差土地改良区理事 平成21年10月から平成25年9月まで 江差土地改良区総括監事 平成21年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	該当	
同意 第10号	氏名	中野 弘一			
	住所	檜山郡江差町字田沢町559番地4			
	生年月日	昭和16年11月8日 (79歳、男)			
	職業	農業			
	経歴	昭和63年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	該当	

同意 第11号	氏名	佐藤 弘志			
	住所	檜山郡江差町字水堀町 2 1 0 番地			
	生年月日	昭和32年4月2日 (64歳、男)			
	職業	農業			
	経歴	平成21年10月から平成25年9月まで 江差土地改良区監事 平成25年10月から現在 江差土地改良区総括監事			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	該当	
同意 第12号	氏名	長尾 徹			
	住所	檜山郡江差町字中網町 4 8 番地			
	生年月日	昭和50年3月29日 (46歳、男)			
	職業	農業			
	経歴	平成29年10月から現在 江差土地改良区理事 北海道指導農業者			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	該当	
同意 第13号	氏名	従二谷 伸一			
	住所	檜山郡江差町字愛宕町 3 5 番地			
	生年月日	昭和23年1月27日 (73歳、男)			
	職業	会社員			
	経歴	平成8年から平成24年まで 江差町議会議員 平成24年7月から現在 農業委員			
	応募・推薦の別	応募	認定農業者の該当・非該当	非該当	

○認定農業者数：9名（畠山克朗、笠原一雄、小笠原裕章、佐藤均、鈴木朝雄、吉田喜代志、中野弘一、佐藤弘志、長尾徹）

○農業者以外の者：1名（従二谷伸一）